

監査公表第34号(令和3年3月19日、県公報第184号登載)

令和元年10月1日～令和元年12月13日実施 教育委員会出先機関定期監査結果に基づく措置通知(令和元年度)

監査公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果(令和2年3月30日1監総第294号)に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月19日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

2教財第1341号

令和3年3月3日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿

同 行正晴實 殿

同 世利洋介 殿

同 長 裕海 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
直方特別支援学校	扶助費（特別支援教育就学奨励費）について、生徒の世帯の収入額を過少に算定し、支給対象ではない学校給食費等を支払ったため、支給過大となっていた。	<p>誤って支給した扶助費は、直ちに返還を求め、令和2年1月8日に返納済となったところである。</p> <p>扶助費システムに、世帯の収入額を試算する機能がないことを改めてマニュアルで確認し、試算を行う際は、まず紙ベースで行い、確定したデータをシステムに反映させることを徹底することとした。</p> <p>また、支給に係る起案の際に、支弁区分調書と「収入額・需要額調書」との照合を行い、支給対象ではない経費が含まれていないかの確認を徹底することとし、その後事務長が確認を行うことで再発防止を図ることとした。</p>

<p>久留米高等学校</p>	<p>資金前渡された負担金、補助及び交付金（奨学給付金）について、資金前渡を受けた日の翌日から起算して5日以内に精算の手続を行うべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>当該奨学給付金については、監査後、直ちに精算した。</p> <p>支出負担行為の起案文書に精算期限を明記するとともに、資金前渡を受ける者に精算期限を口頭で伝えることとした。</p> <p>また、精算の手続について、財務規則に則って適正に行うよう、職員を指導した。</p> <p>併せて、週1回その他、必要に応じ、事務の進捗状況を確認するとともに、事務処理上の疑問点等について事務長と担当者が協議する機会を設けた。</p> <p>加えて、財務規則等を参照しても不明な場合は、所管課や会計課に確認し、疑問点を解消することで再発防止を図ることとした。</p>
<p>九州歴史資料館</p>	<p>特別史跡大宰府跡災害復旧の工事請負契約について、契約額が500万円以上の建設工事であったため、契約保証金（これに代わる担保を含む）を納付させるべきところ、工事履行証明書の確認をもって契約保証金を免除していた。</p>	<p>「会計事務の手引き」における、契約保証金等に関する該当部分のコピーを職員に配付し、減免する場合の事務処理について指導した。</p> <p>また、契約関係の起案を行う場合は、財務規則の関係条文のコピーに加え「会計事務チェックシート」を必ず添付し、起案文書の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、事務処理の過程で不明な点があった場合は、上司や他の職員、本庁への確認を徹底することで再発防止を図ることとした。</p>

<p>小倉西高等学校</p>	<p>コンクリートブロック塀緊急対策の工事請負契約について、契約額が500万円以上の建設工事であったため、契約保証金（これに代わる担保を含む）を納付させるべきところ、工事履行証明書の確認をもって契約保証金を免除していた。</p>	<p>「会計事務の手引き」における、契約保証金等に関する該当部分のコピーを職員に配付し、減免する場合の事務処理について指導を行った。</p> <p>また、契約関係の起案を行う場合は、財務規則の関係条文のコピーに加え「会計事務チェックシート」を必ず添付し、起案文書の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、事務処理の過程で不明な点があった場合は、上司や他の職員、本庁への確認を徹底することで再発防止を図ることとした。</p>
----------------	--	--

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	<p>扶助費（特別支援教育就学奨励費）について、生徒の世帯の収入額を過少に算定し、支給対象ではない学校給食費等を支払ったため、支給過大となっていた。</p> <p>資金前渡されたその他需用費（社会教育研究大会参加資料代）について、当該大会が中止となったため、資金前渡を受けた日の翌日から起算して5日以内に精算し、返納の手続を行うべきところ、その期限までに手続を行っていなかった。</p>	<p>誤って支給した扶助費は、直ちに返還を求め、令和2年3月16日に返納済となったところである。</p> <p>担当者及び事務長（出納員）に令和2年11月25日に扶助費に係る研修を受講させ、所得額の取扱いを確認させた。</p> <p>また、これまで1名で担当していた扶助費に関する事務を、通学費や職場実習費等、扶助費対象経費の種類別に担当を分担し、相互の確認を徹底することで再発防止を図ることとした。</p> <p>前渡資金について精算遅延が生じないように、執務室内の行事予定表に精算期限を記載し、期限内の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、随時の資金前渡職員に、前渡資金と精算期限を明記した文書を交付し、期限までに必ず精算を行うよう口頭でも伝えることとした。</p> <p>また、総務課長（出納員）及び担当者に、令和2年5月に実施された会計事務研修会を受講させた。</p> <p>事務処理にあたっては、「会計事務問答集」を確認するとともに、「会計事務チェックシート」を起案時に添付し、期限内に精算しているか等を確認することにより、再発防止を図ることとした。</p>

<p>教育委員会</p>	<p>コンクリートブロック塀 他改修の工事請負契約につ いて、工期を延長した際、契 約の相手方に工期延長期間 の履行保証を求めるべきと ころ、これを行っていなか った。</p>	<p>「会計事務問答集」の中の該当 する部分のコピーと「会計事務チ ェックシート」（契約保証金）を 職員に配付し、工期を延長した場 合の履行保証を求める事務処理に ついて適正に行うよう指導した。 今後、起案の際は、同チェクシ ートを必ず添付し、チェックを徹 底することで再発防止を図ること とした。</p>
	<p>側溝浚渫の業務委託契約 について、業務全般の履行 を確認すべきところ、排出 土砂の処分に関する履行確 認を行っていなかった。</p>	<p>契約書や仕様書に基づき適正に 履行されていることの確認を徹底 することとした。 また、履行確認や排出処理等 に関する通知文や研修会等の資料を 周知徹底するとともに、起案時に 当該資料を根拠として添付するこ とで再発防止を図ることとした。</p>